

しまねデジタルイノベーション推進専門家派遣事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、島根県内の中小企業が、急速に進行する外的環境の変化に的確に対応していくために、デジタル化導入により競争力を強化する取り組みを実施する場合に、公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）が民間の専門家を活用して実施するしまねデジタルイノベーション推進専門家派遣事業（以下「本事業」という。）について、適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものである。

(支援対象者)

第2条 本事業の支援対象者は、島根県内に事業所を有する中小企業基本法で規定されている中小企業者及び小規模企業者とする。ただし、財団代表理事理事長（以下「理事長」という。）が特に認める場合はこの限りでない。

2 前項に該当する企業であっても次の各号のいずれかに該当する場合は支援対象者から除外する。

(1) 税金や社会保険料等の滞納者

(2) 民事再生法（平成14年法律第154号）や会社更生法（平成11年法律第225号）などの適用中の者もしくは手続開始の申し立てがなされている者

(支援内容)

第3条 本事業による支援内容は、次の各号に掲げるいずれかのテーマ（以下「事業テーマ」という。）に該当するものとし、専門家派遣の必要性が認められるとともに、意欲的な支援対象者の取り組みにより具体的な支援効果が期待できるものとする。

(1) 経営力の強化

(2) 売上の拡大

(3) 生産性の向上

(4) 業務の効率化

(5) その他特に理事長が必要と認めた事業テーマ

(派遣の時間・回数)

第4条 専門家の派遣時間・回数は、支援内容の実施に必要最小限の時間・回数とし、派遣時間は年間18時間、回数は計6回を上限とする。ただし、理事長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(専門家登録)

第5条 財団は、多岐にわたる課題に対応できるよう中小企業診断士、技術士、ITコーデ

イネータ、情報処理技術者、その他デジタルツールに精通した専門家等を募集し、登録する。

2 登録を希望する専門家は、専門家登録申請書（様式第1号）を財団に提出する。

3 財団は、専門家登録申請書の内容審査及び専門家との面談等実施により登録の可否を判断し、適当と認められた専門家に対して専門家登録決定通知（様式第2号）を交付する。ただし、専門家の申し出及び財団の判断により専門家登録を取り消すことができる。

4 専門家は、財団に秘密保持誓約書を提出しなければならない。

（派遣に係る謝金及び旅費の限度）

第6条 派遣に係る専門家に対する謝金は、原則として1時間当たり15千円（消費税及び地方消費税は別途）とする。なお、理事長が事前に認めた場合に限り、支援に必要な分析や提案書の作成などに対する謝金は、別途12時間を上限に1時間当たり3千円（消費税及び地方消費税は別途）とする。

2 派遣に係る専門家に対する旅費は、財団の旅費規程により算出する。

（派遣申請・専門家の選定）

第7条 支援対象者が、専門家派遣を申請しようとするときは、専門家派遣申請書（様式第3号）その他必要な書類を添えて財団に提出することとする。

2 財団は、支援対象者が専門家を選定するに当り必要な情報提供及び助言を行う。

（派遣の決定）

第8条 前条による申請を受けたとき、財団は、必要な調査を行い、事前調査書を作成する。

2 財団は、前条に定める提出書類と前項に定める事前調査書により、申請の内容が第2条及び第3条に定める要件その他必要な要件に該当するかどうか審査を行う。

3 財団は、派遣を決定した場合は、支援決定先に対して専門家派遣決定通知（様式第4号）を交付し、専門家に対して助言依頼書（様式第5号）を送付する。

（専門家の派遣の承諾）

第9条 財団は、専門家派遣の内容を記載した専門家派遣承諾書（様式第6号）を作成し、派遣専門家から同意を得るものとする。

（支援決定先の義務）

第10条 支援決定先は、自助努力により本事業を着実に実施し、自社のデジタル導入に向けた取り組みに努めなければならない。

2 支援決定先は、事業完了後においても財団から財務諸表等の提出を求められた場合には、これに協力しなければならない。

(派遣専門家の義務)

第11条 派遣専門家は、本事業を通じて知り得た支援決定先の企業情報を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

(専門家派遣方針等の変更)

第12条 支援決定先は、専門家派遣方針等に変更が生じるときには、事前に専門家派遣方針変更申請書(様式第7号)を財団に提出しなければならない。

2 財団は、前項に定める専門家派遣方針変更申請書により、申請の内容が必要な要件に該当するかどうか審査のうえ、専門家の同意を得たうえで派遣方針の変更決定を行い、支援決定先に通知することとする。

(軽微な変更)

第13条 前条の規定に関わらず、次の各号に該当する場合には専門家派遣変更承諾書の作成を省略し、財団から支援決定先及び派遣専門家の双方に通知するものとする。

(1) 天災その他やむを得ない事情または財団の判断により、現地派遣の期間が延長又は短縮される場合

(2) 派遣期間の短縮に伴い派遣回数が減少し、謝金及び旅費の概算額が減となる場合

(3) 指導の過程の中で新たな課題が顕在化する等不測の事態により指導内容に変更が生じる場合

(助言報告書の提出)

第14条 派遣専門家は、支援決定先に助言を実施した都度、助言報告書(様式第8号)を財団に提出しなければならない。

(派遣専門家に対する謝金及び旅費の支払い)

第15条 財団は、前条により提出される助言報告書の内容を審査の上、派遣専門家に対して支払うべき謝金及び旅費の額を派遣回数毎に確定し、支払うものとする。

2 派遣専門家に対する謝金及び旅費の支払いの時期及び方法について、財団の定めるところによる。

(効果の確認及び事後評価)

第16条 財団は、事業の途中において随時進捗状況を確認し、必要な改善指導等を行う。

2 財団は、必要に応じて支援決定先を訪問する等により、随時、事業効果の把握に努める。

3 財団は、事業終了後に支援の内容及び派遣専門家についての事後評価を行うこととし、支援決定先は受入報告書(様式第9号)を財団に提出しなければならない。

(事後支援)

第17条 財団は、本事業完了後においても必要な情報収集を行い、関係機関と事後支援について検討するものとする。

(雑則)

第18条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則1 この要領は、令和3年7月12日から施行する